平成２６年（フ）第８６３号
大阪府門真市岸和田２丁目17番14―310号
債務者　池田　和人
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７号
熊本県八代市井上町201番地２
債務者　西山　　敦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月１日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第５２号
静岡県浜松市中区神田町1430番地　県営神田団地４棟301号
債務者　ガルシア　ラウルこと　ガルシア　カリオン　ラウル　ディオネル
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
静岡県浜松市中区東伊場２丁目18番20号　ハーモニー
債務者　田原　　楓
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
釧路市白樺台１丁目10番５号
債務者　渡辺　　清
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
東京都小金井市前原町３丁目８番６―309号　都営小金井前原町三丁目アパート
債務者　今村　圭司
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１号
岡山市中区円山60番地４エアフォルクⅣ201号室
債務者　法月　和子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
岡山市中区倉田620番地　ベルメゾン東光倉田308号
債務者　髙見　和正
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３９号
東京都世田谷区祖師谷３丁目47―26　グランドゥール・エフ２Ｆ
債務者　石丸たまみ（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８４１号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
債務者　椿　　正文
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８９号
横浜市中区寿町２丁目５番地12　山鉄ビル402号室
債務者　越川富士夫
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７５号
神奈川県藤沢市円行1872番地　コーポみなみ107
債務者　佐々木浩久
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７９号
横浜市泉区和泉町3920番地
債務者　大橋輝代子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３２号
川崎市高津区末長1525番地１　サニーハイツ203
債務者　運天　　勲
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７号
熊本県天草市御所浦町牧島524番地
債務者　古川惠美子（旧姓松﨑）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月12日午前11時15分
熊本地方裁判所天草支部